

# 排出事業者の廃棄物処理のポイント

企業の社会的責任(CSR)の中でも「環境問題への対応」は中心的事項として認知されております。とりわけ、事業者には企業活動に伴って生じる廃棄物に起因する問題を認識し、廃棄物の適正処理や3Rの推進を通じた循環型社会構築に向けた行動が求められています。

そこで、廃棄物の適正処理と3Rの取組事例について、京都府産業支援センターにおいて、環境セミナー「排出事業者の廃棄物処理のポイント」を開催しましたので、その概要を紹介します。

【講師】廣田 純一 氏 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

## 廃棄物の適正処理について

廃棄物の排出事業者には処理を行う責任があり、廃棄物の委託業者が不法投棄を行った場合であっても、排出事業者に責任が及ぶ場合があります。排出事業者としての責任は、委託業者に廃棄物を渡せば無くなるものではなく、最終処分が終わるまではついて回るものであることを認識しなければなりません。

特に法で定められた委託契約の交わし方やマニフェストの運用等に誤りがあると、排出事業者に責任が及び、費用の負担や社会的信頼の失墜などの大きなリスクが生じる危険性があります。そのため、排出事業者は処理業者選定の目を養う、近隣の標準的な処理料金を把握しておく等のリスクマネジメントを行う必要があります。

最近では、排出する廃棄物に関する情報提供が不十分であったため、排出事業者が行政指導と3億円近い損害賠償請求を受け、経済的な損失とともに社会的な企業の信頼を失ってしまった事例がありました。

廃棄物の処理における事故や災害を避けるために、委託する廃棄物の性状を処理業者に伝えることが重要で、WDS等のツールを用いて、排出事業者と処理業者の両者で双方向コミュニケーションを行うことが求められます。

廃棄物処理に関する法律は改正が多く、改正内容を把握するためにアンテナをはっておく必要があります。来年度の大きな改正としては水銀の廃棄物対策として、「廃水銀等」が新たに特別管理産業廃棄物として定められたことと、カドミウムの特別管理産業廃棄物の判定基準が変更されたこと(廃酸・廃アルカリ: 1.0mg/L → 0.3mg/L、燃え殻等: 0.3mg/L → 0.009mg/L)が挙げられます。



## 3Rの取り組み事例について

一般的なゼロエミッションの進め方は1.廃棄物の種類・量の把握 2.社員教育 3.分別保管場所の整理 4.再資源化処理の委託となります

廃棄物の種類・量の把握は減量・リサイクルを進める第一歩ですが、計量や集計の作業は手間がかかりますので、廃棄物計量管理ソフトを導入している企業もあります。

リサイクルを行う際には原材料としての品質が求められるため、分別の精度が求められます。そのためには全社員が分別ルールを理解できるように社員教育が重要となります。社内で発生する廃棄物についての手引きを作成し、廃棄物の99%以上の再利用、5年間で排出量の21%減、処理費用の36%減を達成した企業もあります。

分別保管場所の整理も分別精度を左右するポイントで、大きくわかり易い掲示や色による区別をするなどの一目ですぐわかる仕掛けが有効です。

廃棄物の分別をすると処理費用が安くなるだけでなく、有価物として売却する場合には買取価格が高くなります。混合廃棄物を分別した場合、処理単価が20円/kg以上安くなるという例も見られます。

### お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 基盤技術課 化学・環境担当 TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497 E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp